

韓国では、日本の法制度をひきうつすようなかたちで法律を整備してきた面がある。法律の文言が日本のものとよく似ているものがあつた。ただ、現在では日本にはないような法律がつぎつぎと制定されている。その法律のなかには、社会言語学の視点からいっても重要なものがふくまれている。ここでは、国家人権委員会法、多文化家族支援法、韓国手話言語法の3つに注目する。

## 軍事独裁と民主化を経験した韓国社会

朝鮮半島を植民地として支配していた日本が1945年に敗戦し、朝鮮は解放をむかえた。アメリカとソ連による分割統治がはじまり、朝鮮は北緯38度線で南北に分断された。1948年に軍政期が終了し、そのまま南北で2つの政府がたちあげられた。大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の2つである。

アメリカをはじめとする資本主義国とソ連をはじめとする共産主義国の対立は「冷戦」と呼ばれた。しかし、朝鮮半島に関していえば、冷戦というほど生やさしいものではなかった。南北で戦争もおきた(朝鮮戦争)。韓国では「反共」政策がとられ、魔女狩りのような「赤狩り」が実施され、多くの人々が拷問された。根拠もなく、ただ拷問された人がほとんどだった。「反共スローガン」の貼り紙が町中にあふれていた時代があつた。市民の人権を無視した当時の様子は、日本の雑誌『世界』に連載されていた「韓国からの通信」によって日本にもつたえられていた。当時は著者は匿名であつた。その連載は岩波新書として何度も出版された。連載は1973年から1988年までつづいた。人権弾圧の時代をへて、韓国は民主化された。ちょうど、ソウルオリンピックが開催されたころのことである。

## 国家人権委員会

2001年に国家人権委員会法が制定され、国家人権委員会が設置された。人権に関するこのような国家機関を「国内人権機関」という。日本にはないが、ほとんどの民主国家に設置されている。国内人権機関の意義は、独立性と権限があることである。国や行政が主体となって個人の人権を侵害することがよくある。その問題を解決しようとするときに、警察や検察などの国家機関が役に立つのかという問題である。警察が人権侵害をおかすことがあるのは世界共通のことである。日本では、法務省が入国管理局を管轄している。その入国管理局が収容している非正規滞在者がひどく人権侵害されているとき、法務省に改善をもとめることで、どれだけ改善するかということである。その国の法律自体が人権を制限している場合もある。たとえば、韓国には国家保安法があり、従来から人権の観点から問題視されてきた(国家保安法は、戦前の日本にあつた「治安維持法」を下敷きにした法律)。国家人権委員会は、この国家保安法についても廃止すべきと勧告している (<https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?&boardtypeid=24&menuid=001004002001&boardid=554822>)。

南北対立の構造のなかで、韓国は反共政策をとり、国内の左派を「容共」「従北」とレッテルをはり、弾圧してきた歴史がある。その法的根拠とされてきたのが国家保安法である。逆にいえば、そのような人権弾圧の歴史をふまえて設立されたのが国家人権委員会であるといえる。

韓国の国家人権委員会はソウルに本部があり、また、5つの「地域人権事務所」がある。

国家人権委員会は、市民からの人権相談をうけつけると同時に、独自に調査活動もおこなっている。人権相談に関しては、「多国語陳情案内」として、ウェブサイト上では「中国、タイ、アメリカ、インドネシア、モンゴル、ベトナム、ネパール、ロシア」をあげている。つまり、これらの「国の言語」に対応しているということである(正確にいえば、これらの国の公用語/主流言語のこと)。また、韓国手話での相談も受け付けている。

2018年には、国家人権委員会と韓国観光公社が連携し、外国人観光客が韓国で国籍や皮膚の色などで差別をうけた場合の人権保護のとりくみをはじめている(「外来観光客の人権増進のための業務協約」)。韓国在住者だけでなく、観光客の人権擁護にもとりくむということである(韓国観光公社「観光公社、外国人観光客の人権擁護」 <http://kto.visitkorea.or.kr/kor/notice/news/press/board/view.kto?id=430596&instanceld=42>)。

韓国は2012年に難民法を制定し、2013年から施行している。そのため、国家人権委員会は難民に関する人権啓発にとりくんでいる。国家人権委員会のユーチューブチャンネルでも、難民についての啓発動画を公開している (<https://www.youtube.com/user/NHRCKr>)。

## 多文化家族支援法

韓国は日本とおなじように、長い間、移民送り出し国であった。それが1990年代ごろから外国人労働者が増加し、また結婚移住女性が増加した。「単一民族」という観念が日本と同じくらいに強いといえる韓国において、多文化という語が広く使われるようになった。権寧俊(クォン・ヨンジュン)はつぎのように説明している。

韓国社会で「多文化」という用語が政府の政策と移住労働運動の陣営で広範囲に使用されはじめたのは2005年ごろであった。この時期に国際結婚の移住女性の数が急速に増加しはじめ、支援団体と韓国政府は韓国人男性と結婚して移住してきた外国人女性(以下、結婚移住女性)の問題の対案として「多文化」を採択した。特に、2008年に制定公布した「多文化家族支援法」によって、法律用語だけでなく、実際にも結婚移住女性の家族を多文化家族と呼び、移住労働者に対するプログラムにも「多文化」という名称を多く使用するようになった。この「多文化家族支援法」によって現在全国に200か所を超える多文化家族支援センターが設立され、「多文化家族」に対する様々な支援が行われている(クォン2017:159)。

多文化家族支援法により、たとえば「タヌリ」という情報ポータルがある。ウェブサイトやモバイル端末のアプリのほか、「多文化家族支援ポータルタヌリ」というユーチューブチャンネルがある。ユーチューブを「다문화 다누리 일보어(タヌリ 多文化 日本語)」で検索すると、タヌリの動画のうち日本語字幕のついたものが見られる。

「タヌリ」のウェブサイトは、多言語(13言語)に対応している (<https://www.liveinkorea.kr/portal/main/intro.do>)。

「よくある質問」には、つぎのように、言語に関する話題があげられている。

- ・「韓国語が上手ではありません。薬局に薬を買いに行ったり、病院に行って診察を受ける時、韓国語で説明しなければならぬのにできません。お手伝いして頂けますか？」
- ・「多文化家族のこどもが受ける言語発達支援サービスはどのようなものですか？」
- ・「多文化家族の場合、訪問教育サービスを受けられるとの事ですがそれはどんな教育ですか？」

たとえば、「韓国語が上手ではありません」という質問には、つぎのような回答を表示している。

タヌリコールセンター1577-1366番にお電話下されば、母国語相談員が医者または薬剤師に通訳して差し上げます。(※サービス言語：韓国語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、カンボジア語、モンゴル語、ロシア語、日本語、タイ語、ウズベキスタン語、ネパール語、ラオス)

多文化家族支援法という国の制度によって、かなり充実したとりくみを実施していることが確認できる。

タヌリでは、ほかにも『韓国生活ガイドブック』という冊子も多言語でPDFを公開している (<https://www.liveinkorea.kr/portal/JPN/board/mlgd/boardView.do?boardSeq=14&menuSeq=5191>)。

この多文化家族支援法は、外国人一般に対する支援法ではない。韓国に定住するものとしての結婚移住者と帰化者を対象にしたものであった(クォン2017:160)。その状態から、さらに包括的な多文化政策がうまれるのかどうか。また、多文化という用語が定着するなかで、それが「韓国的多文化」になっていないか、つまり「多文化政策と言いつつ同化政策を行って」いないかなど、今後の動向が注目される(同上:184)。

なお、国からのトップダウンとして実施されてきた多文化政策は地方自治体との連携、地方自治体独自の政策がとられるようになってきている。たとえば「全国多文化都市間協議会」のとりくみがある(ヤン2018)。

また、放送局も、たとえば韓国教育放送公社(EBS)は「ドゥリアン」というサイトを運営しており、多文化家族支援サービスと説明している。韓国語、英語、漢語、ベトナム語に対応しており、韓国語教育プログラムと多文化コンテンツた内容を提供している (<http://www.ebs.co.kr/durian/kr/introduce>)。

## 韓国手話言語法

韓国には、国立図書館として国会図書館、国立中央図書館、国立セジョン図書館などがある。そのなかで国立中央図書館内には国立障害者図書館がある。国立障害者図書館は情報のバリアフリーにとりくんでいる。2007年から運営されていた国立障害者図書館支援センターを拡大したものである。2012年から運営されている ([https://www.nl.go.kr/nl/visit/lib/disabled\\_lib.jsp](https://www.nl.go.kr/nl/visit/lib/disabled_lib.jsp))。

国立障害者図書館のウェブサイトを見ると、どのようなバリアフリー資料を提供しているのかを確認できる (<http://nld.nl.go.kr/ableFront/index.jsp>)。合成音声で読み上げできるテキストデイズ、電子点字図書、手話映像図書、発達障害者資料、録音図書 [ヒューマン音声資料] などがある。2019年6月13日現在、3415件の手話映像図書があると明記されている。バリアフリー資料の利用には、著作権法の制限があるため、利用登録が必要である。日本でもそうであるように、なんらかの障害がなければ利用できない。ただ、ユーチューブに「国立障害者図書館手話映像図書」のチャンネルがあり、一般公開されている。国立障害者図書館が作成した手話動画を公開している。 (<https://www.youtube.com/channel/UCJfnKMjX6imsPQWLkc4D7Uw>)。手話動画は、ろう者だけが見る (べき) ものではない。ろう者を家族にもつ聴者、手話に関心をもつ聴者など、多くの人にアピールする必要があるものである。その意味で、国立障害者図書館は、2つの窓口を用意しており、意義ぶかいとりくみをしているといえる。

韓国では、2016年に「韓国手話言語法」を制定、施行している。この法律の目的と理念は、つぎのとおりである。

第1条 (目的) この法は韓国手話言語が国語と同等な資格をもつろう者の固有な言語であることを明記し、韓国手話言語の発展および保全の基盤をととのえ、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

第2条 (基本理念)

- ①韓国手話言語 (以下「韓国手語」とする) は大韓民国ろう者の公用語である。
- ②国家と国民は韓国手語を使用するろう者がろうアイデンティティを確立し韓国手語とろう文化を継承・発展することができるように協力する。
- ③ろう者と韓国手語使用者 (以下「ろう者等」とする) は韓国手語の使用を理由に政治・経済・社会・文化のあらゆる生活領域 (以下「あらゆる生活領域」とする) において差別をうけることなく、すべての生活領域において韓国手語を通じて生をいとなみ、必要な情報を提供される権利がある。
- ④ろう者等は韓国手語で教育をうける権利がある (あべ2018:106)。

日本では、ろう者の言語権についてかなり多くの文献で議論されてきた。それに対し、韓国での議論の蓄積はそれほど分厚いものではない。すくなくとも、ろう者の言語権をテーマにした単行本はなかった。そもそも、言語権に関する議論が日本の先行研究と対比すれば、かぞえるほどの量であったといえる。とはいえ、近年の韓国では立法化をもとめる当事者運動/社会運動が活発になると、実現することが少なくなかった。2007年に制定された障害者差別禁止法もそのひとつであるといえる。なお、2016年には点字法が制定されている (同上)。

法律について重要なのは、どのようなプロセスをへて制定されたのかということ、そして、どのように運用されているかということ、また、その実態をふまえて、どのように改正されてきたのかということである。法律が制定されればゴールではない。あくまで法律は、社会を改善していく原動力なのである。その意味で、韓国手話言語法が、当事者にとってどれだけ有用なものになっているのかを確認する必要がある。

たとえば、2019年4月におきたカンウォンドの山火事災害では、手話通訳の課題が報道された。つぎの3つの記事を見ると、問題が提起されてからすばやい対応があったことが確認できる (記事名は直訳してある)。

- ・『ハンギョレ』2019年4月5日「カンウォン山火事 地上波「災難特報」には手話通訳がなかった」 (<http://www.hani.co.kr/arti/society/handicapped/888878.html>)
- ・『連合ニュース』2019年4月9日「手話通訳のぬけた災難放送は差別」障害者団体、人権委に陳情」 (<https://m.yna.co.kr/view/AKR20190409108600004>)
- ・『エイブルニュース』2019年5月15日「災難放送時 聴覚障害者への手話通訳義務化」 (<http://www.ablenews.co.kr/News/NewsContent.aspx?CategoryCode=0014&NewsCode=001420190515095838492092>)

人権が保障されていないと判断されたとき、陳情できる窓口として国家人権委員会があり、当事者からの要望が受け入れられる社会であるといえるかもしれない。ここでの議論は手話通訳だけでなく、視覚障害者にとっての「画面説明」などの必要性についても言及されている。ろう教育の方向性、手話通訳の質、人工内耳手術の問題など、議論されるべき論点は多い。世界的な課題である。

## 解説（韓国用語／言語状況について）：

①「韓国のことば」は、国境内だけでなく、朝鮮半島、日本、中国、旧ソ連圏、ロシア、アメリカなどでも使用されている。そのため、韓国語、朝鮮語、高麗語、コリア語などの呼称がある。日本の言語学では、総称として朝鮮語という呼称が主に使用されている。ただ、韓国では「朝鮮」という語をかなり限定的に使用すること、日本人が「朝鮮」という語を使用することへの不快感がある。一方で、朝鮮民主主義人民共和国、中国の「朝鮮族」、日本の在日朝鮮人は朝鮮語という呼称を使用している。カザフスタン、ウズベキスタンでは「高麗人」「高麗語」という呼称が使用されている（カザフスタン、ウズベキスタンに朝鮮民族がいるのはスターリンによる強制移住の歴史があるため）。サハリンにも朝鮮半島出身の人がいる。

②韓国では、地域語としてチェジュのことばが危機言語として認知されており、日本の琉球諸語のように、地域語復興のとりくみがある。朝鮮語とチェジュのことばは、ルーツが同じであるが、相互理解度は低かった。現在では、従来のチェジュのことばを話す人は少ない。

③韓国手話と台湾手話は、日本による植民地支配による影響により、日本手話と相互理解度がある。植民地期につくられたろう学校に日本のろう学校から教員が渡っていったためである。

④植民地解放後、朝鮮語には多くの日本語由来の語彙が残っていた。それを言語政策によって減らしていった。ただ、日本語由来の漢字語については、ほぼそのまま使用されている。

⑤障害者は韓国では「障碍人」という。手話は「韓国手話言語法」以後「手語」と表現されている。

⑥言語に関する国立の研究機関として「国立国語院」がある。

## 参考文献

- あべ・やすし 2004 「농인의 언어적 권리에 대한 사회언어학적 연구 [ろう者の言語的権利をめぐる社会言語学的研究]」韓国テグ大学大学院特殊教育学科 修士論文
- あべ・やすし 2012 「漢字圏の手話の呼称と「規範化」の問題」『ことばの世界』4号（愛知県立大学高等言語教育研究所）、9-21
- あべ・やすし 2018 「情報保障に関する韓国の法制度概観」『社会言語学』18号、97-112
- 植田晃次（うへだ・こうじ） 2002 「言語呼称の社会性—日本語で朝鮮語、韓国語、ハングル…と呼ばれる言語の呼称再考」『社会言語学』2号、1-20
- 権寧俊（クォン・ヨンジュン） 2017 「韓国「多文化政策」の実態と課題」権寧俊編『東アジアの多文化共生』明石書店、159-190
- 高全恵星（コジョン・ヘソン） 監修／柏崎千佳子訳 2007 『ディアスポラとしてのコリアン—北米、東アジア、中央アジア』新幹社
- 真田信治（さなだ・しんじ）ほか編 2005 『在日コリアンの言語相』和泉書院
- ジャン・ハノプ 2018 「韓国における移民を対象とする韓国語教育の現況と課題」まつお／あだち編『アジア・欧州の移民をめぐる言語政策』ココ出版、5-26
- 徐勝（ソ・スン）／小倉紀蔵（おぐら・きぞう）編 2013 『言葉のなかの日韓関係—教育・翻訳通訳・生活』明石書店
- 池炫周 直美（チヒョンジュ なおみ） 2014 「故郷は遠きにありて—サハリン韓人永住帰国事業を中心に」『年報 公共政策学』8、111-124
- 趙貴花（ちょう・きか） 2016 『移動する人びとの教育と言語—中国朝鮮族に関するエスノグラフィー』三元社

- 日本植民地教育史研究会運営委員会編集 2000 『植民地教育史研究年報 3 言語と植民地支配』 皓星社
- 野間秀樹 (のま・ひでき) 編 2007 『韓国語教育論講座』 第1巻、くろしお出版 (全4巻)
- 朴賢淑 (パク・ヒョンスク) / 坪田光平 (つばた・こうへい) 2011 「国際結婚家庭における家族支援の意義と課題—韓国の訪問教育を事例にして」 『東北大学大学院教育学 研究科研究年報』 60(1)、477-495
- 松岡洋子 (まつおか・ようこ) / 足立祐子 (あだち・ゆうこ) 編 2018 『アジア・欧州の移民をめぐる言語政策—ことばができればすべては解決するか?』 ココ出版
- 三ツ井崇 (みつい・たかし) 2010 『朝鮮植民地支配と言語』 明石書店
- 宮下尚子 (みやした・なおこ) 2007 『言語接触と中国朝鮮語の成立』 九州大学出版会
- 文京洙 (ムン・ギョンス) 2015 『新・韓国現代史』 岩波新書
- 柳田賢二 (やなぎだ・けんじ) 2005 「タシケント郊外旧コルホーズ「ポリトオツジェル」在住高麗人2世の朝鮮語・ロシア語混用コードについて」 『東北アジア研究』 9 (東北大学東北アジア研究センター)、111-142
- 梁起豪 (ヤン・キホー) 2018 「韓国における多文化政策の批判的対案を求めて—中央政府から地方政府への転換」 まつおか/あだち編 『アジア・欧州の移民をめぐる言語政策』 ココ出版、205-230
- 油谷幸利 (ゆたに・ゆきとし) 2003 『日韓対照言語学入門』 白帝社
- 油谷幸利先生還暦記念論文集刊行委員会編 2009 『朝鮮半島のことばと社会』 明石書店
- 경인교육대학교 한국다문화교육연구원 2010 『모국어와 한국어 사이 - 한국에서 이중 언어 교원을 꿈꾸는 사람들의 공부하기와 살아가기』 (母国語と韓国語のあいだ—韓国でバイリンガル教員を夢見る人たちの学びと暮らし) 어문학사
- 김유미 2016 『영혼에 닿은 언어 - 이 땅의 농인과 한국수어 이야기』 (魂にふれる言語—ろう者と韓国手語のはなし) 흥성사
- 박정은 2007 『다문화사회에서 생각하는 모어교육 - 이주가정과 국제결혼가정을 중심으로』 (多文化社会で考える母語教育—移住家庭と国際結婚家庭を中心に) 일지사
- 오승현 2011 『말이 세상을 아프게 한다 - 차별과 편견을 허무는 평등한 언어 사용 설명서』 (ことばが社会を傷つける—差別と偏見を平等な言語使用説明書) 살림FRIENDS
- 왕한석 2007 『또 다른 한국어 - 국제결혼 이주여성의 언어 적응에 관한 인류학적 연구』 (またひとつの韓国語—国際結婚移住女性の言語適用に関する人類学的研究) 교문사
- 양정철 2018 『세상을 바꾸는 언어 - 민주주의로 가는 말과 글의 힘』 (社会を変える言語—民主主義をめざすことばと文字の力) 메디치미디어
- 이지은 2012 『다문화사회의 사법통역』 (多文化社会の司法通訳) 집문당
- 서영채 외 2008 『흔들리는 언어들 - 언어의 근대와 국민국가』 (ゆれる言語たち—言語の近代と国民国家) 성균관대학교동아시아학술원
- 신동일 외 2017 『접촉의 언어학, 다중언어사회의 교육과 정책』 (接触の言語学、多言語社会の教育と政策) 커뮤니케이션북스
- 장한업 2018 『차별의 언어 - 무심코 쓰는 일상언어로 본 우리 사회의 차별의식』 (差別の言語—何気ない日常言語から見たわれわれの社会の差別認識) 글담
- 정승철 2018 『방언의 발견』 (方言の発見) 창비
- 차윤경 2011 「언어권리와 로컬의 주체형성: 제주로컬어 부흥운동을 중심으로」 (言語権利とローカルの主体形成—チェジュローカル語復興運動を中心に) 『한국민족문화』 (韓國民族文化) 40、3-30
- 한기형 외 2006 『근대어 근대매체 근대문학 - 근대 매체와 근대 언어질서의 상관성』 (近代語、近代メディア、近代文学—近代言語秩序の相関性) 성균관대학교동아시아학술원

## 学生のコメント

…翻訳アプリを使うとして、どのように使っていけば効率的かつ間違いを減らせるのでしょうか？

【あべのコメント：よくある方法は、「再翻訳」「折り返し翻訳」といわれるものです。自動翻訳にかけて、表示された文を逆方向に翻訳させる。それで意味のとおり文章になっていれば、おそらく正確な訳になっていると期待できる。あとは、フレーズ検索を試みる。フレーズ検索とは、その一文を“ ”でくくることで、その文字列がふくまれる(完全一致)ウェブページだけを表示させる方法です。そのフレーズがよく使われているものなのか確認する。フレーズ検索は、語学にも活用できますし、大学教員だとレポートの剽窃(ひょうせつ)を見つけるために使用する場合もあります。

レポートの文章で、あきらかにそこだけ文体がちがっているような場合、断定的に知ったようなことを書いている場合、フレーズ検索をかけます。】

QRコードを開発したのはデンソーですよ！！愛知県有数の大きな企業です！！小さい会社ではないので訂正してくださいね。

観光インフラの中にトイレもある、とあったが、他の日本の外国人支援の活動をしている先生が愛知県のトイレは和式が多いといていた。県大も、和式トイレが多い大学だ、とも言っていた。…後略…

【あべのコメント：京都市内も、街中にある小さな公共トイレは和式ばかりですね。たしかに。なので、コンビニにいくわけですけど、都会のコンビニはトイレを利用させないところがけっこうあります。】

【JR京都駅の「路上喫煙禁止」の看板について】 Arrêter de fumer On The Street ではなく、フランス語の表記は Interdisez de fumer sur la rue. Arrêter はやめる、中止するといった意味なので、喫煙を禁止させる意味にはならないと思います。Interdisez de fumer sur la rue. はていねいな言いかたで“喫煙しないでください。”という意味ですが、Interdi de fur だと喫煙するな！という強目の禁止の意味になります。…中略…

ピクトグラムに関しては、子ども向けのトイレのピクトグラムは男の子が男性用トイレの前に立って、尿をとばしている(?)ものが多いかと思いますが、男性用・女性用を表す場合は人のマークだけなのに、子どもになると表現が直接的になったり、性が限定されるのはおかしいのではないかと思いました。

【JR京都駅の「路上喫煙禁止」の看板について】 …ドイツ語で“Wenn Sie das Rauchen auf der Straße”となっていたが、これは非常にでたらめである。…中略…“Wenn”は副文をつくる語であり、主文を伴うもの…中略…「路上禁煙禁止」をドイツ語にするなら „rauchverbot auf der straße“ で十分伝わると思う。

【JR京都駅の「路上喫煙禁止」の看板について】 …ドイツ語の標識ですが、まず禁止されてないです。動詞も使われていません。私があえて訳すなら「路上で喫煙すると」と訳します。禁止を表す言葉は一切ないです。真偽のほどはわかりませんが、今日Twitterでスマホで流れる緊急速報についての投稿を見ました。その投稿によると、ドイツ人の友人のスマホに流れた緊急速報が「緊急速報」のみがドイツ語で肝心の内容が全て日本語だったというものでした。もちろん「かんたんな日本語」ではありません。…後略…

【あべのコメント：そのツイートの画像を見ました。ポップアップされる緊急速報。「緊急速報」という題がドイツ語で表示されたのは、その人がスマートフォンの「言語」をドイツ語にしているからでしょう。ただ、緊急速報の情報内容はスマートフォンの会社が管理しているものではなく、電話会社が気象庁によるものでしょう。だから日本語だけが発信された。日本の電話会社の緊急速報はある程度「多言語」に対応しているのですが、ドイツ語には対応していないですね。なお、気象庁は「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書」を公開しています (<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tagengo/tagengo.html>)。「やさしい日本語」はありますが、ドイツ語はない。ドコモは、緊急速報でやさしい日本語やイラスト表示もしています。観光庁は「Safety tips」という外国人旅行者むけの多言語対応の「災害時情報提供アプリ」を提供しています。】

…iCoToBaのポルトガル語講座で防災について学んだことがあります。自治体の災害時ハンドブックを比較した時、自分の在住する一宮市と、石川県のハンドブックの差に愕然としました。公文書か！とつっこみたくなるような一宮市のものに対して、石川県のもので感銘を受けた部分は、「地震とはどういうものか」と、「地震発生後、どのような状態になるのか」などが最初のページで説明されていたことです。多言語対応に本当に求められていることのヒントがたくさん発見できるハンドブックでした。…後略…

…この間レストランで、翻訳機を使っている人を見かけました。とても大きな声でうるさかったです。

【あべのコメント：機械にむかってしゃべるということに、まだ慣れてないんだと思います。だれしものが。そもそも、留守番電話になったら、すぐ電話をきってしまう人が音声翻訳を使おうと思うだろうかとか、そういう人間の心情への理解、想像力が、たりていないように思います。】

…以前バイト先に外国のお客様がいらした際、翻訳の端末機を使って会話をしたことがあります。翻訳機には、正確な翻訳でないイメージでしたが、そのような考えとは裏腹に、相手のお客様のご要望がきちんと訳されていたので、スムーズな接客ができました。ただ、設定の問題だと思うのですが、機械の話す音量が大きすぎて、店全体に響くかのようなので、プライバシーなどの情報がある場合、気をつけなければいけないなと思いました。

…私の母がつとめている保育園では、ブラジル系の子供が多いので翻訳機を導入することになったそうです。子供に何とか説明しようとして時間をとられ業務が滞ってしまうようなので、少しでも改善すればいいなと思います。

多言語音声翻訳タブレットの端末が発達したら翻訳業の仕事は廃れていくような気がして、外国語学部としては喜べるばかりのものではないと思いました。

【あべのコメント：問題は、精度がどれだけ向上するかではないんですよね。日本語しかできない人が、言語というものを軽視し、「機械翻訳でいいだろう」と安直にとらえてしまうことにより、仕事を依頼しなくなるということが一番の懸念事項です。音声翻訳については、音声認識の問題もあります。それはまた後期に。】

日本の空港や観光地のトイレに、よく“使った紙は、ゴミ箱に捨てずに、流してください”と中国語とか英語とかで書いてあったりして、普通流すものなのに何でだろうと思っていたが台湾に行った時に“使った紙は流さずにゴミ箱に捨ててください”と真逆のことが書いてあってそういうことか～となったのを思い出した。自分たちのあたりまえが、他の地域でも普通のことだと思ってはいけなさと実感した瞬間だった。…後略…

「○×公園」と書かれた下に翻訳として「○×Kōen」と書かれていたり、「○×町」に「○×machi」のように書かれている標識を見たことがあります。単純に日本語をローマ字で表記し直すだけでは翻訳とは言えませんし、外国人にとって意味があるのか疑問に思うことがあります。最近、観光地などでは「○× park」や「○× town」というように外国人にも理解しやすい表記になっているので全国的にそのような表記方法に変えていくべきだと思います。

【あべのコメント：「公園」はそうかもしれませんが、場合によるでしょうね。固有名詞を訳してしまわないほうがいいこともあります。たとえば京都の「寺町」「四条河原町」の「町」とかを訳してもしょうがないということです。日本語の会話はできる人は、ローマ字の日本語表記で助かる場合もあります。】

多言語音声翻訳機は、便利だし、外国人観光客にも、言葉の壁をこえて同等に対応できるようになる一方で、日本人の外国語学習に対する動機づけを失う要因にもなり得る。こういった技術の発展が日本人の第二言語習得をより苦手なものにするという考え方もあり、難しい問題だと思った。

…私のバイト先にくる中国人のお客さんは、グーグル翻訳を使って話しかけてくれますが、たいていよくわからない単語にかえられています。しかし、彼らはその翻訳がまちがっていて、伝わっていないことがわからないし、私も翻訳がまちがっていると伝えることができずとても困ります。…後略…

【あべのコメント：なるほど。今後は、指差しコミュニケーションボードに「翻訳が間違っているようです」という文が必要になりそうですね。あとは、困惑した表情をしてみせるのも方法かと。】

以前上海で終電をのがしてしまった時、現地のおじさん（観光サービスの人？）が声をかけてくれて、多言語音声翻訳アプリを使って相談にのってくれたことがあります。長文の中国語でも、かなりわかりやすく日本語に訳されていて、スムーズにコミュニケーションがとれて大変助かりました。

ポケットが今人気で、レンタルwi-fiを借りるときにこちらもしょいかにいかがですか？とおすすめされた。だが私は自分でコミュニケーションをとりたい派なので、できるかぎり使いたくないが、単純に便利だとも思う。…後略…

…昨年岐阜のインバウンドを目指したプロジェクトに参加していたのですが、多言語表示がなかったり、多言語対応のできるスタッフがいなかったりとそもそもインバウンドをするための観光インフラが整っている状態ではありませんでした。インバウンドを考えるのであればまずその地域の観光インフラを外国人向けに整えたうえで呼び込む努力をしなければ、ただ外国人観光客に訪れてもらうだけになり、来てくれた人たちをしっかりともてなすことができないまま帰って

くことになりかねません。もしそうなれば、リピーターになってくれることはまずないだろうし、良い評判が広まることもないだろうと思います。…後略…

【あべのコメント：最近よんだウェブの記事で、デービッド・アトキンソンさんによる「日本の観光地はなぜ「これほどお粗末」なのか 情報発信の前には「整備」が絶対に必要だ」というのがあります (<https://toyokeizai.net/articles/-/282367>)。とても明快で、納得のいく内容です。来てもらえるように情報発信ばかりをしているが、実際に来た人が楽しめるような整備ができていないという内容です。アトキンソンさんは「道路表記はない、文化財の説明も多言語化していない、二次交通もなければ、十分な宿泊施設もない。各観光資源の連携もできていないのに、情報発信だけはしている。こんな観光地が日本中にあふれかえています。」と述べています。なお、文化財の多言語化については、文化庁が「文化財多言語解説整備事業」をしています。】

-----

京都はたしかにバスがメインで、まわりにくいなと思ってしまいます。京都のバスの路線図を見たときは目がクラクラしました…。京都に来る観光客の方たちは器用に乗りこなしているのでしょうか…。…後略…

【あべのコメント：どこのバス停かによって、困っている人のいるいないがありますね。京都駅行きのバスのなかでは、だれも困っていない。バス停やバスのなかで声をかけて助け船をだすことがよくあります。わたしも京都に9年いて、たまに困るのが同じ名前前のバス停でも、ABCDと4種類くらいの場所に分けられている場合です。見当がはずれることがある。100メートル前後はなれていたりするし。「バス接近表示」のないバス停だと、バスに乗りたくない。】

-----

以前台湾へ旅行をしたとき、『千と千尋の神隠し』の舞台となった「九份」へ行ったのだが、現地には観光客で人がごった返しになっていたし、ほとんどが日本人で、もはや日本じゃんと思ってしまった。見たい景色を見ることができなかった。九份には、英語表記よりも日本語表記が多かったし、英語は、日本語の下に書いてあることが多かった。後略…

-----

基本インフラへの認識が国によって違うなど、考えたこともなかったけれど、今までの海外旅行を思い出してみると確かにそうだと感じる節があった。例えばwifiは東南アジアは基本的にどの店に入ってもfree-wifiがあり、メニューに記してあるのに対して、日本ではチェーン店など（一部）にはあるが、海外ほどあるようには感じない。また、多言語表示のまちがいは、海外でおかしな日本語を数多く見かけたので、やはり日本にもあるんだな、と思った。何でも機械に頼ればいいって訳じゃないと思う。…後略…

-----

日本にはFree WiFiが非常に少ないと言われていますが、春休みにベトナムへ旅行に行った際、あらためて実感しました。バスにもFree WiFiがとんでいたり、観光客に向けた体制が整っている、という印象を受けました。…後略…

【あべのコメント：バスは、交通機関のなかでも不安になりやすいですからね。乗るまえも、乗ってから。とおろすたかもしれない、どこで降りたらいいんだろう、もしかして逆方向にいてる??など。じっさい、逆方向に行っていることもある…。】

-----

…観光インフラの一環で充電できる場所を増やすがあるが、それを行うべきなのか疑問に感じる。ある場所にコンセントを用意し、そこで充電のために留まられば人の邪魔になるし、また順番待ちなどが起こり、不便な面があるので考えた。それならば、低価格のモバイルバッテリーの販売や、駅での充電にも時間制限や、〇〇分いくらなど料金をとって良いのではないかと…。…後略…

【あべのコメント：つまり、それが認識のちがいということです。日本だとそういうのは自己責任とされている。だから普及しないでしょう。いちおう、京都駅だと、地下街のはしっこ（中央郵便局の地下）にあります。】

-----

…韓国の道路に歩きスマホ用の歩行者信号が設置されたというニュースを思い出した。このインフラ整備は歩きスマホ用に特化していると考えられる。…中略…そもそも、機械翻訳に間違いが多い、という事実をちゃんと認識している人がどれだけいるのだろうか。もしくは、そうした事実を知つつも「なんとなくは伝わるだろう」という意識によって、それを許してしまっているのかもしれない。しかし、多言語表記の文章を頼りに生活する人々の立場からしてみれば、「既に、自分の周りに存在する言語を読み取ることができないのに、ようやく見つけた、読解可能な言語さえ、間違いをはらんでいる」という状況は、厳しすぎるのではないだろうか。…後略…

【あべのコメント：信号を待っている間、下（スマホ）を見ているから、足もと（地面）に信号を設置したということですね。世界のいくつかの国でやってる様子。おもしろい。ちなみに、「歩きスマホ」に該当する表現が各言語で特色があるように思います。中国だと「低頭族」。英語だと「Texting while Walking」か「Texting and Walking」。韓国だと「スモンビ（스몸비）。「スマートフォンゾンビ」の略語だそう。時代を象徴する表現には、興味ぶかいものがあります。】

…駅などで、持ち込みOKなものには○、持ち込みが禁止されているものには×という表記の看板を見たことがある。一見誰でも分かる表記のように思うが、ドイツなどの一部の地域では×が肯定的な認識をする地域が存在するというのを聞いたことがある。ピクトグラムで表記する際には、特定の図においては、自国の常識に反するような語弊が生まれる恐れがあるのかもしれない。

【あべのコメント：「○は正解か」という記事が参考になりました (<https://www.sociomedia.co.jp/7304>)。】

京都の花見小路に行った際、外国人観光客が本当に多くて驚きましたが、それ以上に看板に驚かされました。1つ目は、絵のみで記された看板で、舞妓さんにさわってはいけない、タバコ、食べ歩き、ポイ捨て、自撮り棒？の禁止などが絵で表示されていました。色々な国から来ている人がいるので、多言語でなく1つの絵にまとめたのがいいと思いました。ただ一方で、近くにあるもう1つの看板には“절대 출입하지마라” [絶対に立ち入るなという意味] のような「その言葉づかいどうなの…？」というものもありました。…後略…

場所は忘れたのですが、どこかのサービスエリアに立ち寄ったとき、トイレに中国語のみで「トイレットペーパーを持ち帰らないで下さい。」というような意味の紙が貼ってありました。多言語表記が増えている中で特定の国のみの標示があることは少しさみしいなと思いました。

…台湾にはセブンイレブンとファミリーマートがかなり普及していて、店の数は東京よりも多いという。これも観光インフラのひとつなのだろうか。

【あべのコメント：台湾には日本企業の店がかなりあります。台北をあるくと、びっくりするのでは。吉野家から、なにか、なんでもあります。それだけ台湾人が日本などの外国チェーンの店を好んで利用している。結果的に観光インフラにもなっていますが。コンビニでおかずがごはんにサンドしてあるのがいろいろあって、あっためてもらえるのだけど、ひとつの量が多くて、割とおいしい。だいたいのコンビニイトインがある。／セブンイレブンはアメリカ発祥。】

私は今、他の授業で台湾について調べていて、まだそれほど知られていない観光地についても調べました。授業の中で、士林夜市の話が出ていましたが、それに比べて師大夜市は観光客が少なく、近くに大学があることもあって、地元の学生が多く訪れるそうです。その点でいえば、士林夜市よりもローカルな雰囲気を感じられるのではないかと感じました。…後略…

…春休みに韓国に行きました。私は韓国語が分からないので少し不安でしたが、ソウルは観光地であり、日本人観光客が多いので、メニュー表には日本語が書かれているし、店員さんも日本語を少し話せる人が多いので、日本語しか分からなくても十分生きていけました。…中略…旅行中明洞にも行きましたが、タンフルやトルネードポテトなど、見た目のインパクトがある、新しい感じがする食べ物が多いという印象が確かにありました。広蔵市場にも行きましたが、そこにはトッポッキやキンパ、チヂミ、タッパル、ユッケ、マンドゥなど、まさに韓国といった屋台が並んでいました。雰囲気も広蔵市場と明洞ではだいぶ異なりました。…後略…

今年の夏にパリに宿泊するつもりなので、トリップアドバイザーというアプリで宿を探している。日本語で、アプリで簡単にできるのでとても便利だと思った。…後略…

【あべのコメント：いろんな会社の予約サイト／アプリがありますが、便利なのは口コミですね。口コミでだいたいの見当がつく。立地の便利さは自分でもチェックしておかないといけません。やっぱり駅近がいい。】

## レポートについて

言語政策／言語運動／その他社会言語学的トピックについて、かなり具体的なテーマを設定し、

- ・どのようなことについて
- ・どのような主体が、
- ・どのような対策をとっているのか（どのような運動をしているのか）、そして
- ・そこでどのような議論があるのか論じ、
- ・自分なりに問題点や課題を見だし、指摘する。

時代や価値観が変化し、社会の課題が発見されるなかで、言語がどのように問題化され、対応がとられたのか。これまでの配布プリントを復習し、自分なりの問いをほりさげる。そのテーマに関連した適切な文献を参照し、本文で引用しつつ、自分なりに整理する。ただし、単に「まとめた」という内容にならないようにすること。問いが具体的で、読者にとって魅力的であることを重視する（「魅力的」とは、意欲的な学部生が編集する『多言語社会研究』という雑誌があるとして、編集者が掲載したいと思えるような内容であること）。そのためには題が具体的で魅力的でなければならない。状況を的確に把握し、憶測や推論ではなく、根拠のある文章にすること。ステレオタイプな決めつけによる文章にしないこと。事実誤認をさけること。

- ・A4の紙で3枚とする。超過してもよいが4枚以上だからといって加点はしない。逆に量が足りない場合は大きく減点。
- ・早めに提出してもよい。しめきりは、7月31日まで。直接提出するか、[abeyasusi@gmail.com](mailto:abeyasusi@gmail.com)に添付。